

| 改正 (案) | 現行 | 備考 |
|--|--|----|
| <p data-bbox="549 226 1246 304"> 空乗第1197号 平成12年10月11日 (制定) <u>国空安政第 2214 号 令 7 年 12 月 24 日 (最終改正)</u> </p> <p data-bbox="127 898 1219 961"> 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 </p> <p data-bbox="433 1822 914 1854"> 国土交通省航空局安全部安全政策課 </p> | <p data-bbox="1706 226 2418 304"> 空乗第1197号 平成12年10月11日 (制定) <u>国空安政第 1603 号 令和 7 年 12 月 1 日 (最終改正)</u> </p> <p data-bbox="1314 898 2407 961"> 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 </p> <p data-bbox="1617 1822 2098 1854"> 国土交通省航空局安全部安全政策課 </p> | |

| 改正 (案) | 現 行 | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>第1部～第17部 (略)</p> <p>第18部 飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 技能審査</p> <p>(1) 一般</p> <p>① 本課程の1人で操縦できる飛行機(多発機)に係る事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の技能審査については本項によるものとする。</p> <p>② 事業用操縦士に関わる技能審査と計器飛行証明に関わる技能審査を同時に実施する場合は、それぞれの科目を組み合わせて実施することができる。ただし、判定については個別に行うものとし、双方の合格をもって本課程の修了とする。</p> <p>③ 実技審査における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことにより実技審査に代えることができる。なお、(3)に「口述」とあるのは運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。</p> <p>④ 発動機を模擬不作動として行う科目を模擬飛行装置等を使用して実施する場合は、完全な不作動状態で行わせる。</p> <p>⑤ ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。<u>ILS進入が実施できない場合、LPV進入(原則、決心高200フィート。止むを得ない場合は決心高250フィート以下。)</u>は精密進入として扱うことができる。</p> <p>⑥ 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、審査に使用する航空機に適用される最低値とする。</p> <p>⑦ 技能審査員が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>⑧ フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>1) フードの要件</p> <p>i) 着脱が容易であること。</p> <p>ii) 審査実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>iii) 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>iv) 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>2) フードの使用を開始及び終了すべき時期</p> <p>i) フードの使用の開始時期は、技能審査員の指示によるものとする。</p> | <p>第1部～第17部 (略)</p> <p>第18部 飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 技能審査</p> <p>(1) 一般</p> <p>① 本課程の1人で操縦できる飛行機(多発機)に係る事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の技能審査については本項によるものとする。</p> <p>② 事業用操縦士に関わる技能審査と計器飛行証明に関わる技能審査を同時に実施する場合は、それぞれの科目を組み合わせて実施することができる。ただし、判定については個別に行うものとし、双方の合格をもって本課程の修了とする。</p> <p>③ 実技審査における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことにより実技審査に代えることができる。なお、(3)に「口述」とあるのは運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。</p> <p>④ 発動機を模擬不作動として行う科目を模擬飛行装置等を使用して実施する場合は、完全な不作動状態で行わせる。</p> <p>⑤ ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。</p> <p>⑥ 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、審査に使用する航空機に適用される最低値とする。</p> <p>⑦ 技能審査員が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>⑧ フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>1) フードの要件</p> <p>i) 着脱が容易であること。</p> <p>ii) 審査実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>iii) 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>iv) 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>2) フードの使用を開始及び終了すべき時期</p> <p>i) フードの使用の開始時期は、技能審査員の指示によるものとする。</p> | |

| 改正 (案) | | 現行 | | 備考 |
|---|-----|---|--|----|
| ii) <u>精密</u> 進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了する。 iii) <u>精密</u> 進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了する。ただし、発動機の故障と組み合わせて実施する場合を除く。 | | ii) <u>ILS</u> 進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了する。 iii) <u>ILS</u> 進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了する。ただし、発動機の故障と組み合わせて実施する場合を除く。 | | |
| (2) (略) | | (2) (略) | | |
| (3) 実技審査 | | (3) 実技審査 | | |
| ① 事業用操縦士の技能証明に係る実技審査 | | ① 事業用操縦士の技能証明に係る実技審査 | | |
| 6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行 | | 6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行 | | |
| (目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。 | | (目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。 | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 | |
| 6-1 | | (略) | | |
| 6-2 | | (略) | | |
| 6-3 | 急旋回 | <u>傾斜角45度で左右360度旋回を連続して行わせる。</u> | <u>(削除)</u> 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート、 速度は±10ノット、 針路は±10度(旋回停止時、切り返し時) <u>傾斜角は±5度</u> 以内の変化であること。 | |
| 6-3 | 急旋回 | 1. <u>傾斜角は少なくとも50度で360度旋回を左右連続して行わせる。</u> 2. <u>高度、速度を維持するよう出力を調整させる。</u> | 1. <u>円滑で調和のとれた操舵であること。</u> 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート、 速度は±10ノット、 針路は±10度(旋回停止時、切り返し時) <u>(新設)</u> 以内の変化であること。 | |

| 7. 野外飛行 | | | |
|---|------|---|--|
| (目的) 有視界飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。 | | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
| 7-1 | | (略) | (略) |
| 7-2 | 野外飛行 | 次により野外飛行を行わせる。 1. 受審者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。 2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。 3. 少なくとも1回、風の算出及び無線方位線上の飛行を行わせる。 4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。 <u>5. 生地着陸を行わせる。</u> | 1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。) 2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。 3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること。 4. 管制機関と円滑に連絡できること。 5. 航法諸元を円滑に算出できること。 6. 無線施設を有効に利用できること。 7. 気象の変化に対応できること。 8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。 9. 巡航中の諸元は、高度は±200フィート、針路は±10度以内の変化であること。 10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。 |

| 7. 野外飛行 | | | |
|---|------|--|--|
| (目的) 有視界飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。 | | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
| 7-1 | | (略) | (略) |
| 7-2 | 野外飛行 | 次により野外飛行を行わせる。 1. 受審者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。 2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。 3. 少なくとも1回、風の算出及び無線方位線上の飛行を行わせる。 4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。 <u>(新設)</u> | 1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。) 2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。 3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること。 4. 管制機関と円滑に連絡できること。 5. 航法諸元を円滑に算出できること。 6. 無線施設を有効に利用できること。 7. 気象の変化に対応できること。 8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。 9. 巡航中の諸元は、高度は±200フィート、針路は±10度以内の変化であること。 10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。 |

| 改正 (案) | | | | 現行 | | | | 備考 |
|-----------------------------|------|---|---|-----------------------------|------|--|---|----|
| ② 計器飛行証明に係る技能審査の方法 | | | | ② 計器飛行証明に係る技能審査の方法 | | | | |
| 3. 基本的な計器による飛行 | | | | 3. 基本的な計器による飛行 | | | | |
| (目的) 計器飛行の基本的な科目全般について判定する。 | | | | (目的) 計器飛行の基本的な科目全般について判定する。 | | | | |
| (注) 模擬計器飛行により行う。 | | | | (注) 模擬計器飛行により行う。 | | | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 | 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 | |
| 3-1 | 基本操作 | <p>次の順序で一連の科目を行わせる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1. 巡航形態から進入形態へ移行</p> <p>2. 右又は左の標準 180 度水平旋回</p> <p>3. 昇降率毎分 500 フィートで、左又は右の標準 180 度上昇旋回に引き続き右又は左の標準 180 度降下旋回</p> <p>(注)</p> <p>1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。</p> <p>2. <u>標準旋回を行わせる。</u></p> | <p>1. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。</p> <p>2. 昇降率は毎分±200 フィート以内の変化であること。</p> | 3-1 | 基本操作 | <p>次の順序で一連の科目を行わせる。</p> <p>1. <u>巡航形態で左又は右の 360 度タイムド・ターン (水平旋回)</u></p> <p>2. 巡航形態から進入形態へ移行</p> <p>3. 右又は左の標準 180 度水平旋回</p> <p>4. 昇降率毎分 500 フィートで、左又は右の標準 180 度上昇旋回に引き続き右又は左の標準 180 度降下旋回</p> <p>(注)</p> <p>1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。</p> <p>2. <u>タイムド・ターン以外は標準旋回を行わせる。</u></p> | <p>1. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。</p> <p>2. 昇降率は毎分±200 フィート以内の変化であること。</p> | |

| 改正 (案) | | | | 現 行 | | | | 備 考 |
|--|--------|--|---|--|--------|--|---|-----|
| 5. 計器飛行方式による飛行 | | | | 5. 計器飛行方式による飛行 | | | | |
| (目的) 計器飛行方式による飛行方法及び計器飛行による各種操作について判定する。 | | | | (目的) 計器飛行方式による飛行方法及び計器飛行による各種操作について判定する。 | | | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 | 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 | |
| 5-1 | | (略) | (略) | 5-1 | | (略) | (略) | |
| 5-2 | | (略) | (略) | 5-2 | | (略) | (略) | |
| 5-3 | | (略) | (略) | 5-3 | | (略) | (略) | |
| 5-4 | 計器進入方式 | (精密進入) (略) (非精密進入) 運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、ADF 進入及びレーダーベクターに引き続く LOC 進入を除く。 (注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。 | 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット トラッキングは、CDI の中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ 1/2 又は RMI の ±5 度 <u>又はクロストラックエラーは RNP の 1/2 以内</u> の変化であること。 (略) | 5-4 | 計器進入方式 | (精密進入) (略) (非精密進入) 運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、ADF 進入及びレーダーベクターに引き続く LOC 進入を除く。 (注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。 | 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット トラッキングは、CDI の中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ 1/2 又は RMI の ±5 度 <u>以内</u> の変化であること。 (略) | |
| 5-5 | 進入復行方式 | 所定の方式により精密進入(1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。 (注) (8-1) と組み合わせて行うことができる。 | 1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。 2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は ±100 フィート <u>特定の針路で飛行する場合は、針路は ±10 度以内の変化であること。</u> <u>トラッキングを行う場合は、CDI フルスケール又は RMI の ±10 度</u> | 5-5 | 進入復行方式 | 所定の方式により精密進入(1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。 (注) (8-1) と組み合わせて行うことができる。 | 3. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。 4. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は ±100 フィート <u>針路又はコースは ±10 度以内</u> の変化であること。 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5 ノット以内の変化であること。 | |

| 改正 (案) | | | | 現行 | 備考 |
|---|--|--|---|--|----|
| | | | <p>以内の変化であること。 速度は1発動機不作動時の最良上昇率 速度から±5ノット以内の変化であること。</p> | | |
| <p>附則（平成12年10月11日付け空乗第1197号）</p> <p>（略）</p> <p><u>附 則（令和7年12月24日 国空安政第2214号）</u></p> <p>1. <u>この要領は、令和7年1月1日から施行する。</u></p> <p>2. <u>この要領は、令和8年3月31日までは、従前どおりとすることができる。</u></p> | | | | <p>附則（平成12年10月11日付け空乗第1197号）</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> | |
| | | | | | 新規 |